

## 第 1 4 回 薩摩川内市行政改革推進委員会 議事録

1 開催日時 平成 2 4 年 6 月 4 日 (月) 1 3 : 3 0 ~ 1 7 : 5 0

2 開催場所 薩摩川内市本庁 6 階 6 0 4 会議室

### 3 出席者

(1) 委員 米盛会長、谷崎委員、笹野委員、石原委員、草留委員、川畑委員、花田委員、齋藤委員、西村委員、水流委員 (10 名出席)

(2) 事務局 企画政策部長、行政改革推進課長、同課長代理、同課行政改革グループ員 1 名

(3) 傍聴者 なし

### 4 会次第

(1) 事務事業外部評価の実施について (諮問)

(2) 【協議】平成 2 3 年度外部評価実施事務事業の取り扱いについて

(3) 外部評価

	事務事業名	主管課・室
1	育児リフレッシュ事業	子育て支援課
2	運動広場等整備事業	建設整備課
3	畜産共進会経費等事業	畜産課
4	資源ごみ分別回収推進事業	環境課

5 資料 別添のとおり

### 6 概要

会議の冒頭において、薩摩川内市長から 2 4 事務事業について外部評価を実施するよう諮問があった。その後、4 事務事業の外部評価を行った。

### 7 会議録

(1) 事務事業外部評価の実施について (諮問)

市 長	(諮問書を会長に手交) 本市において、2 度目となる外部評価の実施を諮問させていただいた。昨年度に引き続きどうぞよろしくお願いいたします。 昨年度、答申いただいた内容については、平成 2 4 年度当初予算への反映はもとより、直ちに反映が難しいものについても、引き続き、必要な調整等を行いながら、答申結果を反映できるよう取り組んでいるところである。 諮問については、市民目線の忌たんのない御意見を賜りますようお願い申し上げます。
-----	--

(2) 【協議】平成 2 3 年度外部評価実施事務事業の取り扱いについて

会 長	事務局から説明をお願いしたい。
事 務 局	(資料説明)
会 長	件数によって、1 事務事業当たりにかけることができる時間が異なってくる。どのように考えるか。 このような方法はどうか。事務局案をもとに 1 2 事務事業程度について、主管課から直接、経過報告を受ける。他に委員の意見で経過報告を要したいものについては、文書報告でよいのではないか。
委 員	私は、会長の意見に賛成である。
委 員	私も賛成である。

委員長	異議なし。
会長	それでは事務局案の12事務事業について、直接、主管課から経過報告を受けることにする。残りの13番項から33番項までは、簡潔明瞭にA4の2分の1又は3分の1程度で、すぐに対応できない理由などを記載いただければと考える。
委員	47番項 日常生活用具給付事業を文書報告に入れていただきたい。また、この経過報告は、行政側との距離がうまるような結果になればと思う。
委員	(異議なし)
事務局	それでは、第12回の委員会で報告した「平成23年度事務事業外部評価に対する見直しの状況等について」より、さらに踏み込んだ内容を報告させていただく。7月6日(金)の第16回の委員会で報告を行う予定である。

(3) 外部評価1件目 育児リフレッシュ事業(子育て支援課)

①説明及び質疑・協議

会長	早速ですが、主管課から説明をお願いしたい。
主管課長	(資料説明)
会長	各委員からの質疑・協議の時間における質疑は2問まででお願いしたい。何かございませんでしょうか。
委員	この事業には大変興味を持っている。親御さんたちの評価が高いのも分かっている。すくすくということでは体を動かすことはよいことだと思うが、精神面のフォローアップもできているのか。特に保健衛生面。
主管課	内容に運動だけでなく、本の読み聞かせや昔遊びなども取り入れている。また、市民健康課において「こんにちは赤ちゃん事業」という事業を行っており、各地区に母子保健推進委員を配置し、各子育て世帯を訪問している。そのような他の事業とも連携をとってやっている。精神面については、母子保健推進委員だけでなく、支所の保健師もいるので連携して対応している。
委員	この事業は必要な事業だと認識している。他の保健制度と連携しているというが、ほかにどのような事業があって、どのように連携しているのか。定住促進に役立っているというが具体的にどういうことか。
主管課	中学生までの医療費無料制度が、定住促進の面では一番の目玉だと考えている。その他にも放課後児童クラブ、保育所運営のサポートなど定住促進の目玉となっている。子育てのしやすいまちとしてPRしている。
副会長	育児ノイローゼや虐待を防止する目的もあると説明があったが、母親が一番リフレッシュできるのは、子どもと一時的にでも離れることだと思う。そのような親子の場合、この事業で対応するのか、他の事業で対応しているのか。
主管課	親子で一緒に参加して、一緒にリフレッシュするのがこの事業の目的であるが、逆の発想で、子のショートステイ事業もある。家庭の事情で一時的に子を預かってほしい場合には、児童養護施設に泊込みで預けることもできる。保育園における一時預かりもある。
副会長	それは、保育園等に通園している子が対象なのか。
主管課	正式に通園している子ではなく、たとえば、今日は、リフレッシュするため映画を見に行きたいお母さんが、その日だけ一人で映画を見るために子を預けられる制度である。保育園の方に直接、一時預かりということで申し込んでいただける。千円から二千円かかるが、市内のほとんどの保育園で行っている。また、市内には3つの児童養護施設があり、そこと市が契約してい

	るので、一時預かり及び泊込み預かりができる制度がある。
委員	視点別評価では、子育て世帯から大変喜ばれているということで、内部評価では、有効性も高いと評価しているが、私も非常によい事業だと思う。 キャンセル待ちの状態であることと、活動指標及び成果指標が現在、545で将来的に570にしたいということと、整合性がとれているのか。また、キャンセル待ちはどのような状況なのか。定員の倍くらいの希望があるかどうか、少しあふれるくらいだとか。
主管課	P7のサンアリーナせんだいの28回の参加者状況を見ていただきたい。1回の参加者が200名程度あり、キャンセル待ちが出る状況である。また、545というのは、P6の数値で登録者数となっており、登録者が希望して各活動に参加する形になっている。登録は570名まで可能であると考えている。
委員	アンケートを取っているか。取っているとしたら、その内容及び分析結果を教えてください。
主管課	アンケートはとっているが、回収数は56となっている。内容は、開始時刻や回数等になる。開催日時や事業内容は、好評をいただいている。事業に参加した感想は、「母親の運動不足の改善ができた。」、「同世代の人との関わり合いができた。」、「転勤したばかりだったが友達が来てよかった。」などである。
委員	事業概要の中で、保護者の育児に係る不安や負担を解消するとあるが、主管課はどのような不安を想定しているのか。
主管課	現在、核家族化が進行しており、昼間はいつも親子二人きりの状況になる。そのような状況では、やはりいらいらが発生したりすることが見受けられると思う。
会長	現実にどのような問題が起っているか把握しているか。それに対する対応はできているのか。薩摩川内市でも虐待があるのか。通報があったりするのか。
主管課	通報が月に1・2回来る。近所から子供が泣きやまないという内容や保育園から子供にあざがあるといった内容になる。そのような場合には、私どもと保健師が一緒になって訪問する。 子育てにいらいらしてそのようなことをされる方や、ネグレクトといって片付けやお世話が苦手な保護者もいる。 そのような方がこの事業に参加されるかということ、実際、参加しないと認識している。
会長	本当に救済しないといけない親子に対する事業は、この事業だということによいのか。単にわいわいやるのがこの事業なのかなと思う。
委員	少子化が進む中で、子育て支援は重要な事業である。本当に救済しないといけない方が、相談出来るような事業も必要だと思う。
委員	この育児リフレッシュ事業は、育児に積極的な方はもとより少し不安かなという方を対象としている事業なのかなと感じた。周りを見ながら自分で解決したり、情報交換をして同世代の参加者が一緒になって解決したりしている様子で、とても効果があるのかなと思う。 厳しい財政状況の中、現状維持で事業を継続していただければと考えている。 もう一点は、本当に救済しなければならない方に対して、相談できる環境づくりが大切だと思う。この両方のことを二本立てでやっていただきたい。
委員	相談業務は、相談がないと動けないのか。巡回したりしているのか。
主管課	当課は、基本的に相談を受けて動く形になるが、市民健康課の母子保健推進委員は、巡回しており、市民健康課とは月1回程度の頻度で連絡を取っている。
委員	3歳児以下は薩摩川内市には何名いるのか。成果指標の570名は妥

	当か。
主 管 課	6月1日現在、2,898名いる。この中から保育園に通園している者を除くと1,800名程度になる。妥当だと考えている。
会 長	事業の目的は、子育ての不安を解消することとなっている。成果指標が登録者数になっているが、それが成果なのか。実際にどのような成果があるのか検証すべきなのでは。 この事業は、真に助けを必要としている保護者を救うための事業なのかどうかということである。
主 管 課	時代背景から子育てしにくい環境になっている。予防的な意味合いもありこの事業を行っている。
会 長	真に助けを必要としている保護者の不安を解消する事業でなければ、不要だと思う。救済が必要な保護者がいて、その不安解消を行うなら予防として投資を行えばよいと思うが、体操をするだけなら、わざわざ市が事業を行う必要性は乏しいのでは。
主 管 課	シビアなケースについては、「こんにちは赤ちゃん事業」により母子保健推進委員が巡回を行っており、連携して対応している。
会 長	そのような巡回で、本当に面会できているのか。
主 管 課	ほとんど面会できていると思う。
会 長	私は、子どもの虐待を防ぐのがこの事業だと思っていたが、違うのか。
主 管 課	この事業は、基本的に予防である。
会 長	本来の目的が予防であれば、そのような位置づけの事務事業として評価を行う。

(4) 外部評価2件目 運動広場等整備事業(建設整備課)

①説明及び質疑・協議

会 長	説明をお願いします。
主 管 課	(資料説明)
会 長	何か質問はないか。
委 員	要望が少なくなっているのかなと思っていたが、多いと書いてある。グラウンドゴルフの要望があった場合の取り扱いを教えてください。
主 管 課	ご指摘のとおり、グラウンドゴルフに限定した形での要望がある。グラウンドゴルフの人がもっぱら管理をする形になっているが、ほかのイベントがある場合は当然、使えるようにしている。
委 員	高齢者に対する限定はあるのか。
主 管 課	今のところない。昔は、ちびっこ広場のみだった経緯がある。今後、仮に公園や広場としての使用意思がなく、グラウンドゴルフに特化した要望ばかりになった場合は、要綱を変更するなどの対応が必要と考える。
委 員	要綱の第6条をみると、自治組織が管理をするとなっているが、そのとおりになっているか。
主 管 課	市で整備はするが、管理はしていない。管理はすべて地元である。
会 長	P4は、旧川内市時代に整備したものだとして理解しているが、今はどのような状況か把握はできているのか。現在も適切に管理されている場所はいくつあるのか。
主 管 課	大部分はきちんと管理をしている。5番の白浜運動広場が、公民館になっており、8番の大明神運動広場が宅地化されアパートが建設されている。15番が今寺運動広場も他の用途になっている。
会 長	それは今も管理簿に記載されているのか。
主 管 課	管理簿に掲載され、現在は横線が引かれている。そもそも設置目的に利用しなければならぬ期間は5年間となっている。
会 長	基本的な取扱いはどうなっているのか。
主 管 課	まず、整備したい土地が私有地の場合、地権者と自治組織等が、5年契約をして自治組織が土地を借り受ける。その契約は、5年後、1年ごとの自動更新になる。5年後以降、双方から申し出がない限りそのまま運動広場として利用されることにな

	る。
会 長	自治組織から連絡がない限り、わからないのか。市で把握をしたりしないのか。
主 管 課	基本的には、自治会からの報告になる。個別に巡回はしていないが、一般の方からの連絡や、他の業務と合わせて現場確認をしたりしている。
会 長	工事請負費の上限が100万円となっているが、定額補助だと不公平ではないか。
主 管 課	設置面積の下限が1,000㎡となっており、この面積について最低限の整地をするだけで100万円くらいになる。市は、そのような形で整備するが、それ以外の部分は、すべて地元負担になる。
委 員	トイレや水回りも対象か。
主 管 課	対象ではない。別の事業を入れるのは構わない。
委 員	合併後の川内地域以外の実績は、東郷地域の一か所だけである。他の旧町村区域から要望はないのか。
主 管 課	これまでのところないのが現状。市内に市が管理している公園が190あり、祁答院地域は農村公園が、甕地域は普通公園が整備されている。このことからわざわざ自分たちで土地を見つけて、この事業を要望する形にはいたらないのかなと思う。
委 員	この事業は、2件200万円が上限なのか。多くの要望があった場合どうするのか。
主 管 課	現在のところ、要件に合ったものは申し出を受け付けているが、さほど多くないのが現状。申し出あった分はすべて予算要求し、予算化され実際に整備されてきているのが現状。
委 員	この運動広場等整備事業の周知は、十分なされているか。
主 管 課	合併直後は、自治会等に向けて説明を行ってきたが、現在は、財政的にすべてを予算化できる状況ではないので、要望が多くなることを考慮しながら周知をする必要がある。
委 員	45番五社下運動広場に昨日行ってきた。非常によく整備されていた。借地料はどのようなになっている場合が多いのか。
主 管 課	無償である場合が多い。地権者と自治組織が契約し、こちらもそれを確認している。
委 員	5年後に地権者が返せとなったら現状復旧なのか。
主 管 課	市の方は何も対応しない。返すときはそのまま構わないようになっているのではないかと思う。

(5) 外部評価3件目 畜産共進会経費等事業(畜産課)

①説明及び質疑・協議

会 長	それでは説明をお願いしたい。
主 管 課	(資料説明)
会 長	質問はございませんでしょうか。
委 員	予算をみると平成24年度の予算が一番多い。予算の推移を教えてください。
主 管 課	平成24年度は、5年に一度の全国和牛能力共進会があり、本市からの出場が想定されるため、当年度予算4,475千円のうち657千円がそのために計上されている。平成25年度及び平成26年度の見込み額は、この657千円を減額した3,800千円となっている。平成23年度についても当初予算額は、3,800千円だったが、決算額は3,597千円となっている。具体的な理由は、出品者ごとに支払われる出品奨励金の実績による減になる。
委 員	有効性の成果の達成度がやや高いである理由は。
主 管 課	子牛セリ市平均価格成績は、現在3位だが、畜産農家の意向把握の手段や方法についてまだ改善の余地があると考えている。
委 員	具体的な方法は。
主 管 課	別の事務事業で畜産農家に対して単独補助等を行っているが、その有効性を高めるためにも、この事務事業における農家の意向把握が重要だと考えている。
委 員	鹿児島県肉牛枝肉共進会の薩摩地区の出品が5頭であるが少ないのでは。
主 管 課	これは、全出品頭数80頭を、これまでの食肉処理場への出荷実績で地区ごとにあん分したものになる。もともとさつま町と薩摩川内市の薩摩地区は肥育ではなく生

	産地帯になりますので、結果的に、この割り当ても少なくなる。出水地区は、逆に生産地帯ではなく肥育地帯ということになる。
会長	多頭飼育農家が、都会の市場に直接出荷することも少ない原因ではないのか。
主管課	ご存じのとおり、のぎき牛は、直接、築地市場に出されている。他の農家は、ほとんど経済連系の工場に出荷しています。肥育牛の頭数では、本市の半分以上がのぎき牛となっている。
委員	出品奨励金等の単価は他の市町村などと比べてどのようになっているのか。
主管課	出品奨励金の根拠は、出荷時の牛の運搬料となっている。市内であれば5千円、さつま町であれば往復で1万円となっている。 川薩畜産共進会時の単価については、さつま町と調整している。
委員	畜産農家や頭数の現状は。
主管課	繁殖牛の農家戸数は、平成20年度が590戸、21年度が485戸、22年度が450戸、23年度は412戸と年々減少している。頭数は、平成20年度が5,050頭、21年度が4,920頭、22年度が4,976頭、23年度が4,941頭となっており現状維持。規模拡大は図られている。 畜産農家の平均年齢は、75歳から80歳。多頭飼育のピークは、65歳から70歳。 また、中核的農家である畜産の認定農業者が91戸いるので、急激な減少はないと考えている。繁殖農家は63戸である。
委員	薩摩市場の県内での動向は。
主管課	全国でも3位となっており、県内でも常に1位となっている。
会長	この事務事業の本来の目的は、共進会を開催することではなく、飼養管理技術のレベルアップだと思うが、どのような取り組みをおこなっているのか。
主管課	普段からテーマを絞った研修会を行っているし、子牛セリ市の前に農家を対象に勉強会も実施している。また、枝肉共励会の時にも単に成績をつけるだけでなく、国際情勢や価格情勢の研修も行っている。
会長	環境に関する研修も行っているか。
主管課	年に数回行っているし、現地調査も行っている。改善が見られない農家には指導も行っている。これから、におい、ハエなどが発生する時期になるので、市としても文書等で周知をしたい。また、昨年度の家畜伝染病予防法の改正により、家畜衛生の徹底が必要となり、全戸巡回を実施しているところである。
委員	木くずを提供している業者は薩摩川内市内にしているのか。
主管課	入来地域に1事業者いる。最近では、製材業の方が少なくなっているため、多頭肥育農家を中心に確保に苦慮している。

(6) 外部評価4件目 資源ごみ分別回収推進事業(環境課)

①説明及び質疑・協議

会長	説明をお願いします。
主管課	(資料説明)
会長	何かご質問はないでしょうか。
委員	現在、人口が減少するとともに少子高齢化も進展している。燃やせるごみの量はどのような状況か。
主管課	これまでは若干減っていたが、ここにきて横ばいといった状態である。
委員	売却収入をごみ収集経費へ充当できないかということだが、どれくらいを考えているのか。
主管課	ごみ収集に3億円程度かかっているのですが、仮にリサイクル率が落ちないのであれば売却収入はすべてごみ収集経費へ充当したい。しかし、資源ごみ収集報償金を低くすれば、当然、リサイクル意欲が減衰し、リサイクル率は下がると思う。
委員	リサイクル率の11.1%以外の88.9%は、焼却などして処理しているということではよろしいでしょうか。リサイクルせずに焼却処分等することで無駄をしていることを試算できないのか。
主管課	リサイクルできないものには、結局、燃やせるごみになるほか、燃やせないごみもあり、最終処分場で処分しているものもある。

会 長	リサイクルできないものにはどのようなものがあるのか。
主 管 課	まず資源として使えるものは単純に燃えないごみなどで出さないことが考えられる。また、生ごみを新聞紙に包んで、燃やせるごみで出している例がある。生ごみは、コンポストに入れていただき肥料化して利用し、新聞紙はそのまま資源ごみで出していただければリサイクルできる。
委 員	75%から80%のリサイクル率が高いところで研修して、どうやったらできるかを研究したことはないのか。
主 管 課	75%から80%の全国的にリサイクル率が高い市町村は、実は鹿児島県内にあり、志布志市が75.4%、大浦町が80.2%となっている。これは、最終処分場の埋め立て地が満杯でこれ以上処分できないため、行政と市民が一体となりリサイクル取り組んでいるという背景がある。生ごみ及び食用油を別に収集し、リサイクルしている。行政が強くなりすぎると不法投棄が発生する恐れもあり、行政と市民が一緒になってごみ問題には取り組む必要がある。
委 員	市民意識の向上のため、リサイクル率を上げることの良さを数値等で市民にPRしてほしい。本市のリサイクル率が低いことには危機感を持ってほしい。
主 管 課	燃やせるごみの費用だが、焼却炉はごみが自燃するまで温度を上げる必要があるが、その経費は、ごみの量によらず一律である。そのため、計算上ごみが多いほうが、ごみ1t当たりの処理単価は安くなる。燃やせないゴミは、最終処分前に破碎処理をするが、この時に要する電気料は、ごみが少なくなれば、当然安くなる。
委 員	リサイクル率が平均の20%より低いことについては、危機感を持ってほしい。
主 管 課	新聞販売業者が新聞紙の自主回収、PTAの廃品回収及びスーパーでの自主回収の数値を把握できておらず、リサイクル率が低い現状もある。
委 員	資源ごみの洗浄が不十分な場合がある原因として、資源ごみのごみという表現があるのかなとおもう。リサイクル品としたりするとまた違うのかなと思う。資源ごみの収集報償金の取り扱いであるが、当初、なぜ自治会が作業した報償が地区コミに行くのかなと持っていたが、単に地区コミの収入になっているというわけではなく、通常、自治会は地区コミへ負担金を支出する必要があり、その負担金で調整が行われていることがわかった。ただ、自治会が作業をしているのだから、直接、自治会に報償を支出すると、もっとリサイクルの意欲が上がるのかなと思う。
委 員	コミ協に支出された報償還元金は、地区コミがすべて自治会へ支出している場合と、コミ協が自治会と協議し、一部、留保したりしている場合がある。支出方法を変更する場合には、コミ協や衛自連とも調整が必要になると思う。
主 管 課	現在の報償還元の制度については、これまでの経緯もある。報償金は、地区コミ単位でしかリサイクル量を集計できないため、地区コミに支出している現状がある。合併前、川内地域と東郷地域は、衛自連をとおして校区単位で支出していた。樋脇地域だけが衛自連を通して、自治会に支出していた。現在は、世帯割とリサイクル量の実績割の割合で額を決定し支出しているが、本市のリサイクル収入を地区コミベースで世帯割のみの試算をしても、現行の計算方法による額と大きな金額の変更がないため、世帯割計算で自治会へ直接支出できないか、現在、検討しているところである。
委 員	リサイクル回収時の立ち合いをやっている自治会とやっていない自治会がある。自治会が立ち合いをしていない場合は、ごみの分別がなされていない場合が多い。報償金の流し方は慎重に取り扱ってほしい。海岸清掃や河川清掃によるリサイクル資源の収集についても取り組んでほしい。
委 員	焼却灰を瓦やレンガに再処理した場合は、リサイクルに含まれるのか。
主 管 課	焼却灰は、セメントに活用されている場合が多いのが現状。当課としては、本市もセメントへのリサイクルが実現できたらと考えており、その打診をしたが、コストの面で実現しなかった経緯がある。現在のところ、最終処分場で処理している。
会 長	民間はリサイクル率が100%である。基本的にごみをださない。本市のリサイクル率が少なくとも全国平均に到達できるように対策をしてほしい。ISO14000を取得するようなことはできないか。取得している市町村もいる。2・3年前、お聞きしたところそれを取得するような考えはないということだったが、環境への

	<p>関心が高まるのは確実だから、10年後には取得するとかそのような考えがあってもいいのではないか。市民全体を巻き込むのは大変だと思うが、できない理由を並べるのではなく、どこかで決断をしてほしい。</p> <p>現在は、市内各地が不法投棄でいっぱいである。パトロールはしているのか。</p>
主 管 課	<p>県の方では産業廃棄物のパトロールをしている。市では、環境美化推進員が120名いる。衛生自治団体連合会に不法投棄の回収等を月11日の年間132日お願いしている。そのほか警察とも連携をとってやっている。投棄者の氏名がわかる場合は、適切に処理をしている。</p>
委 員	<p>不法投棄は、みんなで監視をしていかなないとなくならないと思う。</p>
会 長	<p>ここで質疑・協議を終了します。</p>